

# 中国知的財産権関連する 法改正一覧

(2019年1月1日～2021年3月11日)



隆安律師事務所  
BEIJING LONGAN LAW FIRM

[www.longanlaw.com](http://www.longanlaw.com)

北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, BIC Tower, 21 Jian Guo Men Wai Street, Beijing 100020, China

Tel: 8610-88096573

Fax: 8610-88096923

E-mail: [patent@longanlaw.com](mailto:patent@longanlaw.com)

## 前 書

中国の知的財産法制度をさらに改善するため、中国の各立法機関は、2019年1月1日から2021年3月11日にかけて、知的財産権に関する法律、法規の改正を行いました。

この度、隆安法律事務所において、公布又は改正された法律法規、司法解釈、部門規定、規範文書など計38部を整理し「中国知的財産権関連する法改正一覧」を作成致しましたので、ご参考にして頂ければ幸いです。

この「改正一覧」は、知的財産権の権利構成に応じて、「専利」、「商標」、「著作権」、「不正競争」、及び「その他」の5つの部分に分けられております。このうち、「専利」部分には、新たに改正された専利法、3つの司法解釈、4つの部門規則が含まれており；「商標」部分には、新たに改正された商標法、7つの司法解釈、2つの部門規則が含まれており；「著作権」部分には、新たに改正された著作権法と2つの司法解釈が含まれており、「不正競争」部分には、新たに改正された不正競争防止法と3つの司法解釈が含まれており、「その他」部分には、新たに改正された刑法及び12つの司法解釈が含まれております。

この「改正一覧」が、皆様が近年の中国の知的財産権に関する法規制の変化を迅速且つ包括的に理解するためのお役に立てることを願っています。また、新たに改正された法律法規の具体的な内容及びその影響について、Zoom、Teams会議を介して解説させていただくことも可能ですので、ご要望がございましたら、いつでもお気軽にご連絡頂きますようお願い致します。

北京隆安法律事務所

2021年5月14日

## Part1:知的財産権関連する法改正のまとめ

### I. 特許関連

#### 1. 「中華人民共和国専利法」

法律、4回目の改正は、2020年10月17日に可決され、2021年6月1日から施行されることになった。

#### 2. 「最高裁による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（二）」

最高裁司法解釈「2020」19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

#### 3. 「最高裁による専利紛争事件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定」

最高裁司法解釈「2020」19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

#### 4. 「専利の権利付与・権利確定に関わる行政事件の審理における若干の問題に関する最高裁の規定（一）」

最高院司法解释[2020]8号、2020年8月24日に可決され、2020年9月12日から施行されることになった。

#### 5. 「『専利審査指南』の改正に関する国家知的財産権局の決定」（国家知的財産権局公告第328号）

国家知的財産権局公告第328号、2019年9月23日に公布され、2019年11月1日から施行されることになった。

#### 6. 「『専利審査指南』の改正に関する国家知的財産権局の決定」（国家知的財産権局公告第343号）

国家知的財産権局公告第343号、2019年12月31日に公布され、2020年2月1日から施行されることになった。

#### 7. 「『専利審査指南』の改正に関する国家知的財産権局の決定」（国家知的財産権局公告第391号）

国家知的財産権局公告第391号、2020年12月1日に公布され、2021年1月15日から施行されることになった。

#### 8. 「専利出願行為の規範化に関する弁法（新規施行）」（国家知的財産権局公告第411号）

2021年3月11日付の国家知的財産局公告第411号により公布し、同日施行された。

## II. 商標関連

### 1. 「中華人民共和国商標法」

中華人民共和国主席令第29号、最後の改正は、2019年4月23日に可決され、2019年11月1日から施行されることになった。

### 2. 「最高裁による商標事件審理上の管轄と法律適用範囲の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

### 3. 「最高裁による商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

### 4. 「最高裁による登録商標、企業名称と先行権利が抵触する民事紛争事件の審理における若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

### 5. 「最高裁による馳名商標保護に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日に施行されることになった。

### 6. 「最高裁による改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

### 7. 「最高裁による商標権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

### 8. 「裁判所が登録商標権に対し財産保全を実施する措置に関する最高裁の解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月

1日から施行されることになった。

#### 9. 「商標権侵害判断基準」

国知発保字[2020]23号、2020年6月15日に公布され、2020年6月15日から施行されることになった。

#### 10. 「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」

国家市場監督管理総局令第17号、2019年10月10日に可決され、2019年12月1日から施行されることになった。

### III. 著作権関連

#### 1. 「中華人民共和国著作権法」

法律、3回目の法改正は、2020年11月11日に可決され、2021年6月1日から施行されることになった。

#### 2. 「最高裁による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

#### 3. 「最高裁による情報ネットワーク伝達権侵害の民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

### IV. 不正競争防止関連

#### 1. 「中華人民共和国不正競争防止法」

法律、2回目の法改正は、2019年4月23日に可決され、2019年4月23日から施行されることになった。

#### 2. 「最高裁による不正競争民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

3. 「最高裁による独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

4. 「最高裁による営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]7号、2020年8月24日に可決され、2020年9月12日から施行されることになった。

## V. 総合、その他の関連法律

1. 「中華人民共和国刑法修正案（十一）」

法律、2020年12月26日に可決され、2021年3月1日から施行される。その中、一部の法改正は知的財産権に関連している。

2. 「最高裁による技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

3. 「最高裁による知的財産権民事訴訟証拠に関する若干の規定」

最高裁司法解釈[2020]12号、2020年11月9日に可決され、2020年11月18日から施行されることになった。

4. 「最高裁、最高検による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干の問題に関する解釈（三）」

最高裁、最高検司法解釈[2020]10号、2020年8月21日に最高検で可決され、2020年8月31日に最高裁で可決され、2020年9月14日から施行されることになった。

5. 「ネットワーク知的財産権侵害紛争におけるいくつかの法律適用問題に関する最高裁の回答」

最高裁司法解釈[2020]9号、2020年8月24日に可決され、2020年9月14日から施行されることになった。

6. 「最高裁による知的財産権侵害行為への制裁強化に関する意見」

最高裁法発[2020]33号、2020年9月14日に発布されることになった。

## 7. 「最高裁による電子商取引プラットフォームに係る知的財産権民事事件の審理に関する指導意見」

最高裁法発[2020]32号、2020年9月10日に発布されることになった。

## 8. 「最高裁による知的財産権の司法保護の全面的な強化に関する意見」

最高裁法発[2020]11号、2020年4月15日に発布されることになった。

## 9. 「最高裁による植物新品種の紛争事件の審理における若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

## 10. 「最高裁による植物新種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用の問題に関する若干の規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

## 11. 「最高裁による北京、上海、広州知財裁判所の事件管轄に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

## 12. 「最高裁による技術調査官の知的財産権事件訴訟活動参与に関する若干の規定」

最高裁司法解釈[2019]2号、2019年1月28日に可決され、2019年5月1日から施行されることになった。

## 13. 「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」

2021年2月7日最高人民法院審判委員会第1831回会議にて可決され、2021年3月3日に施行された。

## Part2:知的財産権関連する法改正のポイント

### I. 特許関連

#### 1. 「中華人民共和国専利法」

法律、4回目の改正は、2020年10月17日に可決され、2021年6月1日から施行されることになった。

#### 改正のポイント：

- (1) 部分意匠が保護対象になった：改正後の「専利法」第2条第4項：「意匠とは、物

品の全体又は部分の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様の結合に対する、優れた美観に富み、且つ工業上の応用に適した新たなデザインを指す」。

- (2) 「原子核の変換方法」が専利法の保護範囲から除外された。
- (3) 新規性喪失の例外の適用事由を増設：改正後の第 24 条に第 1 項を追加：「(1) 国が緊急事態又は非常事態になった時に、公共の利益のために初めて公開された場合」。
- (4) 意匠登録出願に国内優先権制度を導入：改正後第 29 条第 2 項「出願人が特許又は実用新案を中国で初めて出願した日から 12 ヶ月以内に、又は意匠を中国で初めて出願した日から 6 ヶ月以内に、国务院専利行政部門に同一の主題について専利を出願する場合、優先権を受けることができる」。
- (5) 専利保護期限の調整、意匠権の存続期間が 10 年から 15 年に延長、特許権存続期間の補償制度と医薬品に関わる専利権存続期間の補償制度を増設：改正後第 42 条：「特許権の存続期間は 20 年とし、実用新案権の存続期間は 10 年とし、意匠権の存続期間は 15 年とする。いずれも出願日から起算する」。

「特許の出願日から満 4 年が経過した後、且つ実体審査請求日から満 3 年後に特許権が付与された場合、国务院専利行政部門は、専利権者の請求に応じて、特許の権利化の過程での不合理な遅延について、特許権の存続期間の補償を与えるものとする。ただし、出願人に起因する不合理な遅延はこの限りではない」。

「新薬発売の評価及び承認審査のために時間を要した場合、中国における発売の承認を得た新薬に関連する特許に対して、国务院専利行政部門は、権利者の請求により、特許権の存続期間の補償を与えるものとする。補償期間は、5 年を超えないものとし、新薬の発売承認後の合計の特許権存続期間が 14 年を超えないものとする」。

- (6) 専利公開許諾制度を新設：改正第 50 条に専利権者の公開許諾の設定と書面にて提出必要な文書、及び取下げの要件が定められた；改正第 51 条に公開許諾を受けるための方法について定められた；改正第 52 条に公開許諾の紛争処理について定められた。
- (7) パテントリンケージ制度を創設：他人の専利権を侵害する医薬品の発売を禁ずる。医薬品に関する行政承認許可手続が完了するまで、裁判所による権利侵害の判決結果を待つ必要がある。権利侵害訴訟を除いて、医薬品の発売申請の間に、関連の専利権紛争について、国家知的財産権局に行政裁決を求めることができる。

- (8) 賠償額と立証責任の調整：懲罰的賠償制度の導入：悪意による権利侵害の場合、1倍以上5倍以下の懲罰的賠償額を適用可能；法定賠償額を3万～500万元に引上げ；立証責任の転換を強調：権利者が既に証拠提出に尽力した場合、立証責任が権利侵害者に転換される。

原文(全文)：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art\\_97\\_155167.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/23/art_97_155167.html)

## 2. 「最高裁による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（二）」

最高裁司法解釈「2020」19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

「民法典」の施行に合わせて、前書と第21条の法的根拠「権利侵害責任法」を「民法典」と書き換えると同時に、引用条文を調整した。また、国务院の構造調整に合わせて、関連部門の名称を変更した。内容については実質的な変更はなかった。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

## 3. 「最高裁による専利紛争事件の審理における法律適用の問題に関する若干の規定」

最高裁司法解釈「2020」19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 裁判所が専利紛争事件の受理範囲を拡大し、「非侵害確認専利権紛争事件」、「悪意のある侵害訴訟による損害責任紛争事件」、「規格必須特許使用料紛争事件」等を増設した。
- (2) 専利法第23条の合法的権利範囲を調整：「専利法第23条における以前に取得した合法的権利とは、商標権、著作権、企業名称権、肖像権、知名商品特有の包装又は装飾の使用権等を含む」を「専利法第23条における以前に取得した合法的権利とは、作品、商標、地理的表示、氏名、企業名称、肖像及び一定の影響を持つ商品名称包装又は装飾等が有する合法的権利又は権益」に修正した。
- (3) 専利権侵害の訴訟時効を3年に延長し、訴訟時効の期間を「権利者が権利侵害を受

けたこと及び義務者を知り又は知ることができた日から起算する」と変更した。権利侵害に対する損害賠償の金額も「権利者が裁判所に提訴した日から3年間を遡って推算しなければならない」と変更した。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

#### 4. 「最高裁による専利権利付与・権利確定行政案件の審理における若干の問題に関する規定（一）」

最高院司法解釋[2020]8号、2020年8月24日に可決され、2020年9月12日から施行されることになった。

新しく公布された規定は32条であり、請求項に関する解釈、信義誠実の原則、明細書サポート要件違反、明細書の十分開示、意匠のデザインの自由度等の法的適用問題を明確にするとともに、証拠、手続き等の問題についても規定した。

##### 規定のポイント：

- (1) 請求項に関する解釈：「内部証拠優先」の原則に基づき、まずは、所属技術分野の技術者が専利請求の範囲、明細書及び図面の閲読に基づき認定する。次は、「外部証拠」の助けを借りて、所属技術分野の技術者が通常用いる技術用語辞典、技術便覧、参考書、教科書、国又は業界の技術基準等の定義を結びつけることで認定する。裁判所は、専利の権利確定行政事件において請求の用語を定義する際に、既に実行された専利権侵害の民事判決で採択された権利者の関連陳述を参照することができる。
- (2) 専利の権利確定に関わる行政手続きにおいては、信義誠実の原則に基づく必要があると明確に規定：信義誠実の原則に違反して明細書等の技術内容の虚構、捏造が当事者によって立証された場合、当事者の専利法関連規定違反の主張は裁判所に支持される旨を規定する。
- (3) 明細書が十分に開示されていない状況について規定：「請求項で定義された技術的解決手段が特許又は実用新案の技術的課題を解決するにあたって、過度な労働が必要とされる」のような場合、明細書が十分に開示されていない状況に該当する。
- (4) 請求項に関する明細書サポート要件違反の判断基準を細かく規定：明細書サポート要件違反の判断基準は出願日であることを強調した。

- (5) 専利審査の実務と専利権侵害訴訟で既に考慮されている「デザインの自由度」要因が「全体観察・総合判断に含まれる」と規定：裁判所は、意匠に関する一般消費者の知識レベル及び認識能力を認定するにあたっては、通常、出願日における意匠物品のデザインの自由度を考慮しなければならない。
- (6) 専利の権利付与・権利確定手続きにおける「法定手続違反」の状況を明確にした。当事者から提出された理由及び証拠を抜かしたことを、法に基づき審査手続きに参加すべき当事者に通知せず、且つ当事者の権利に実質的な影響を及んでいる等の状況は、「法定手続違反」に該当する。
- (7) 権利者が専利の権利確定行政事件において、新たな証拠を提出できる具体的な状況を明確に規定した。無効審判手続きにおいて、当事者が既に主張した公知常識又は慣用デザイン、或いは当業者又は一般消費者の知識レベル及び認識能力等を証明するためであれば、新たな証拠を提出することができる。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254761.html>

## 5. 「『専利審査指南』の改正に関する国家知的財産権局の決定」(国家知的財産権局公告第 328 号)

国家知的財産権局公告第 328 号、2019 年 9 月 23 日に公布され、2019 年 11 月 1 日から施行されることになった。

### 改正のポイント：

- (1) 第 1 部第 1 章第 5.1.1 節：分割出願に関する規定を変更

出願人が、審査官の審査意見に基づき再分割出願をする場合、再分割出願の提出日は、単一性の欠陥が指摘された当該分割出願に基づき審査しなければならないことを明確に規定した。また、分割出願の出願人或いは分割出願について再分割出願を提出する出願人は、分割出願提出時の原出願の出願人或いは分割出願について再分割出願を提出する出願人と同一でなければならない。分割出願の発明者或は、分割出願について提出した再分割出願の発明者が原出願の発明者又はその中の一部構成員或いは当該分割出願の発明者又はその中の一部構成員でなければならない。

- (2) 第 1 部第 1 章第 6.7.2.2 節：権利の譲渡又は贈与に関する証明書類の改正

権利の譲渡又は贈与の契約が当事者本人の意思によるものであることを保証するた

め、譲渡又は贈与契約には当事者双方の署名又は押印が必要とされ、場合により、当事者の資格証明も必要とされる。

今回の改正では、譲渡又は贈与契約においては双方が署名又は捺印しなければならないことをさらに明確にするとともに、主体資格証明を提出する必要がある状況を明示した。

(3) 第1部第3章第4節、第7.4節：グラフィカルユーザインタフェースに関する補足

グラフィカルユーザインタフェースに係る製品意匠の製品名称と概要説明の要件を具体化し、グラフィカルユーザインタフェースの図面提出の制限を緩和し、グラフィカルユーザインタフェースと最終製品との関係性を弱め、グラフィカルユーザインタフェースが複数の種類の製品において広く保護されることとした。

(4) 第2部第4章第3.2.1.1節：「3ステップ法」による進歩性評価の関連規定を整備

今回の改正では、従来技術と区別される特徴は、保護を求める発明において達成できる技術的効果に基づき特定しなければならないことを明確にした。且つ、「機能的に相互に支え合い、相互作用の関係にある技術的特徴については、その技術的特徴及びそれら間の関係が保護請求対象発明において達成できる技術的効果を全体的に考慮しなければならない」と規定した。

(5) 第2部第7章第2、5.3、5.4.2、6.2、6.3、8.1、10、12節：検索規定の改正

審査用検索リソースの形式と種類を変更した：検索の過程と検索ポリシーを書き直し、検索するにあたって、最低限度のデータベースを規定し、検索を中止する原則を明確にした。また、検索を要しない状況を整備し、検索記録情報の内容等についても規定した。

(6) 第2部第8章第4.2節：審査官が発明を理解する方法に関する規定の改正

審査官が発明を理解する際に、背景技術の全体的状況を十分に把握した上で、発明の技術案が達成できる技術的効果を理解し、さらに発明が背景技術に対して行った改善を明確にしなければならないことを明確にした。

(7) 第2部第8章第4.10.2.2節：審査官が公知常識と認定する場合の立証責任の改正

出願人が、審査官の引用した公知常識について異議を申し立てた場合には、審査官は相応の証拠を提供してこれを証明できるようにするか、又は理由を説明しなければならない。また、審査官は、請求項における技術的課題の解決に貢献した技術的特徴

を公知常識と認定する場合、通常は証拠を提供してこれを証明しなければならない。

(8) 第 2 部第 8 章第 4.12 節：面接に関する規定の改正

面接に関する原則を明確にした。面接を行う時期的要件が緩和され、審査官及び出願人ともに、実体審査中であればいつでも面接を要請又は要求することが可能になった。また、必要の無い面接が審査効率に影響することを回避するために、審査官が面接の要請を拒否してもよいとする状況も示されている。

(9) 第 2 部第 8 章第 4.11、4.13 節：電話での討論及びその他の方式での討論に関する改正

今回の修正により、電話での討論の時期、内容範囲、要請主体等に関する制限を緩和した。また、審査官と出願人が討論する方法として、ビデオ会議、電子メール等をさらに追加した。必要がある場合、審査官は討論内容を記録し保存しなければならない。これに伴い、審査官には、議論の内容を記録及びアーカイブする強制要求がなくなる。また、出願人は、出願人と審査官が討論した補正内容を書類として提出しなければならない。

(10) 第 2 部第 1 章第 3.1.2 節と第 2 部第 10 章第 9.1.1 節：ヒト胚性幹細胞に関する審査基準の改正

「生体内発育を受けていない、受精して 14 日未満のヒト胚で幹細胞を分離又は取得する技術」の専利保護について、専利法第 5 条に基づいて拒絶されなくなった。また、ヒト胚性幹細胞は各形成及び発育段階にある人体に該当しない。

(11) 第 4 部第 3 章第 3.3 節：無効宣告における引用文献の結合の関連改正

無効宣告請求において、請求人が複数の引用文献を提出する場合、具体的な結合方式を明記しなければならない。2 つ又は 2 つ以上の結合方式がある場合には、まず最も主要な結合方式を比較・分析しなければならない。最も主要な結合方式が明確にされていない場合、第一群の引例文献の結合方式が最も主要な結合方式であるとみなす。

(12) 第 5 部第 2 章第 7 節：費用納付情報の補完に関する改正

「ファックス又は電子メール等」具体的な費用納付情報の補完方法に関する記載を削除し、補完期限又は補完方法については「送金当日に、専利局により規定された方式及び要求に従って補完しなければならない」と改正した。第 2 段落、ファックス又は電子メールによる費用納付情報の補完に関する具体的な方法を削除した。

- (13) 第 2 部第 8 章第 3.4 節、第 5 部第 7 章 8.1、8.2 節：審査の順番、優先審査、遅延審査に関する改正

この改正は、特許、実用新案、意匠の出願審査順序に対して集中的に規定した。

また、既に施行されている「専利優先審査管理弁法」と一致させるために、審査指南の優先審査に関連する内容を適切に改正し、優先審査を申請できる専利出願の種類を特許、実用新案及び意匠の 3 種類に拡大した。また、同一の出願人による同日出願の特許出願について、優先審査しないことを明確にした。特許と意匠の出願について、遅延審査制度を導入し、且つ遅延審査申請のタイミング及び遅延審査の期間を明確にした。

原文(全文)：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/9/25/art\\_74\\_27623.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/9/25/art_74_27623.html)

## 6. 「『専利審査指南』の改正に関する国家知的財産権局の決定」(国家知的財産権局公告第 343 号)

国家知的財産権局公告第 343 号、2019 年 12 月 31 日に公布され、2020 年 2 月 1 日から施行されることになった。

改正のポイント：

第 2 部第 9 章に第 6 節を新設：アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む特許出願の審査に関連する規定を新設。

追加された第 2 部第 9 章第 6 節「アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む特許出願の審査に関連する規定」には「審査基準」、「審査実例」及び「明細書と請求項の作成」が設けられた。今回の改正は、具体的事例を引いて、出願の登録客体、新規性と進歩性、明細書及び請求項の作成について明確に規定している。

原文(全文)：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/12/31/art\\_2073\\_143003.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2019/12/31/art_2073_143003.html)

## 7. 「『専利審査指南』の改正に関する国家知的財産権局の決定」(国家知的財産権局公告第 391 号)

国家知的財産権局公告第 391 号、2020 年 12 月 1 日に公布され、2021 年 1 月 15 日から施行されることになった。

改正のポイント：

(1) 第2部10章第3.5節：補充された実験データに関する規定の改正

今回の改正では「審査官は、出願日後に出願人が専利法第22条第3項、第26条第3項等の要件を満たすために補充された実験データに対し、これを審査しなければならない」と規定した。また、第3.5.2節「医薬品の専利出願における実験データの補充」を新設すると同時に、明細書の十分な開示及び進歩性審査における実験データの補充提出に関する典型的状況に関わる二つの審査例を示している。

(2) 第2部第10章第4.2.3節：組成物の請求項におけるその他の特定に関する改正

明細書において組成物の1つの性能や用途のみが開示されている状況について、請求項が性能限定又は用途限定を必要とするかどうかを、状況によって具体的に分析すべきことを明確にした。

(3) 第2部第10章第5.1節：化合物の新規性についての改正

この改正では、「言及即ち公開」と「新規性を具備しないと推定」という両者間の関係及び境界線を明瞭にし、それに関連する立証責任を明確にしている。

(4) 第2部第10章第6.1節：化合物の進歩性についての改正

この改正では、化合物の進歩性の審査基準を改善し、「3ステップ法」の指導的役割を明確にした。化合物の発明の進歩性を判断するにあたり、まず発明を理解し、従来技術を理解し、構造改良と用途及び/又は効果の関係を把握した上で、発明が実際に解決した技術的課題を確定し、当業者の視点から従来技術が当該技術的課題を解決する技術的示唆となっているか否かについて判断して、進歩性の審査結論を導き出す。「予期せぬ技術効果」と「3ステップ法」の内在的論理関係を強調した。この種の用途の改良及び/又は効果の改良が予測不能であれば、保護を求める化合物は非自明である。既存の化合物の進歩性判断事例を改正した上で、新しい事例を追加した。

(5) 第2部第10章第9.2.1節(4)：生物材料サンプルの寄託機関に関する改正

今回の改正では、広東省微生物菌種保蔵中心(GDMCC)を国際寄託機関リストに追加した。

(6) 第2部第10章第9.3.1.7節：モノクローナル抗体の請求項の記載についての改正

「ハイブリドーマにより限定」の前に「構造の特徴により限定」を追加、「モノクローナル抗体についての請求項は構造の特徴により限定してよい。また、作製に用

いるハイブリドーマにより限定してもよい」と改正した。さらに具体的な事例を取り上げて説明した。

(7) 第2部第10章第9.4.2節:バイオテクノロジー分野における発明の進歩性に関する改正

今回の改正では、バイオテクノロジー分野における発明の進歩性の判断方法をまとめるとともに、「遺伝子」、「組換えベクター」、「形質転換」、「モノクローナル抗体」における具体的な状況の進歩性の評価基準を改善し、「ポリペプチド或いはタンパク質」のテーマにおける具体的進歩性の評価基準を追加した。

原文(全文)：[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art\\_2073\\_155784.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/12/14/art_2073_155784.html)

8. 「専利出願行為の規範化に関する弁法(新規施行)」(国家知的財産権局公告第411号)

2021年3月11日付の国家知的財産局公告第411号により公布し、同日施行された。

改正ポイント：

- (1) 本規定は各種の非正常専利出願行為を断固として取り締まるために、非正常な専利出願の定義を定めると同時に、非正常な専利出願行為に該当する行為の基準及び処理方法を列挙した。
- (2) 非正常な専利出願行為は、次に掲げるものとする。
  - ①発明創造内容が明らかに同じであるか、又は実質的に異なる発明創造の特徴又は要素の単純な組み合わせや変化によって形成された複数の専利出願を同時又は前後して提出する場合；
  - ②提出された専利出願には、発明創造内容、実験データ又は技術的効果の捏造、偽造及び変造、既存技術、考案の剽窃、簡単な切り替え及び寄せ集め等のような状況が存在する場合；
  - ③提出された専利出願の発明創造が、明らかに出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合；
  - ④提出された複数の専利出願の発明創造内容が、主にコンピュータプログラム又は他の技術を用いてランダムに生成されたものである場合；
  - ⑤提出された専利出願の発明創造が、専利性審査を回避するために意図的に形成された、明らかに技術的改善又は考案の常識に適合しない、若しくは実際に保護価値を持たない劣化、羅列、不必要な保護範囲縮小の発明創造、又は検索と審査の価値

を一切持たない内容である場合；

⑥非正常専利出願行為に対する規制措置から逃れるために、実質的に特定の単位、個人又は住所に関連している複数の専利出願を分散、前後して又は遠隔地に提出する場合；

⑦専利技術、考案の実施又はその他の正当な目的を目的とせずに、専利出願権又は専利権を転売する、又は発明者、考案者を虚偽に変更する場合；

⑧専利代理機関、専利代理師又は他の機関若しくは個人が他人を代理、誘導、教唆し若しくは他人と共謀して、各種の非正常専利出願行為を行う場合；

⑨誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱す他の非正常専利出願行為及び関連行為。

### (3) 処理方法：

本規定では非正常な専利出願行為に対する処理規定であり、国家知的財産局は、情状を見て専利費用を減額しなくてもよい。既に減額されている場合、減額された費用の追納を要求する。非正常専利出願を繰り返している等出願人の情状が深刻である場合は、非正常専利出願行為と認定された日から 5 年以内において、その専利出願に対して専利費用を減額しないこととする。また、犯罪を構成する疑いがある場合、法に基づいて関係機関に移送して刑事責任を追及する。

## II. 商標関連

### 1. 「中華人民共和国商標法」

中華人民共和国主席令第 29 号、最後の改正は、2019 年 4 月 23 日に可決され、2019 年 11 月 1 日から施行されることになった。

#### 改正のポイント：

- (4) 悪意の商標登録出願の抑制。「使用を目的としない悪意による商標登録出願を拒絶する」と規定した。
- (5) 使用を目的としない悪意による商標登録出願行為に対し、商標代理機構の合理的注意義務及び審査義務を加えた。
- (6) 使用を目的としない悪意による商標登録出願、及び商標代理機構が違法に商標登録出願し又はその依頼を引き受けたことを、異議申し立て及び無効の理由として追加

した。

- (7) 悪意による商標登録出願に対して行政処罰を与え、また、悪意による商標訴訟に対しては裁判所が法による処罰を与えることを明確にした。
- (8) 商標権侵害行為に対する処罰を強化し、悪意等による侵害に対する懲罰的損害賠償額を算定する際の倍数を1倍以上5倍以下に、法定賠償額の上限を500万元まで引き上げた。
- (9) 権利侵害品の製造のために使用する材料、器具の廃棄に関する規定を強化し、裁判所に前記材料、器具等の廃棄を命じる権利を与えた。

原文(全文)：

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201905/dacf65eec798444e821a1e06a347f3ee.shtml>

## 2. 「最高裁による商標事件審理上の管轄と法律適用範囲の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

裁判所が受理できる商標事件の範囲を拡大し、「不侵害確認商標権紛争事件」、「商標代理契約紛争事件」、「登録商標の専用使用権に対する損害の停止を請求する事件」等を加えた。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

## 3. 「最高裁による商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 賠償額を確定する際の考慮要素に「侵害者の主観的過失程度」を加えた。
- (2) 訴訟時効を3年とし、且つ起算日を権利侵害行為及び侵害者を知り又は知り得る日と改正した。
- (3) 侵害品の製造のために使用する材料、器具、設備等、没収できる財物の範囲を拡大

した。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

4. 「最高裁による登録商標、企業名称と先行権利が抵触する民事紛争事件の審理における若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

「民法典」の施行に合わせて、前書きにおける法的根拠となる「中華人民共和国の民法通則」を「中華人民共和国民法典」に修正し、関連する条文の番号を更新した。具体的内容に実質的な修正はない。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

5. 「最高裁による馳名商標保護に係る民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日に施行されることになった。

改正のポイント：

馳名商標の定義について、関連公衆に「広く知られた」を「熟知された」に修正した。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

6. 「最高裁による改正商標法の施行決定後の商標事件の管轄と法律適用問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

国務院の組織機構の改革に合わせて、関連主管部門の名称等を修正した。具体的内容に実質的な修正はない。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

7. 「最高裁による商標権利付与・権利確定に係る行政事件の審理における若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

国務院の組織機構の改革に合わせて、関連主管部門の名称等を修正した。具体的内容に実質的な修正はない。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

8. 「裁判所が登録商標権に対し財産保全を実施する措置に関する最高裁の解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 商標局による登録商標権に対する保全期間の上限を延長し、改正前の「毎回6ヶ月を超えてはならない」との規定を「毎回1年を超えてはならない」と修正した。
- (2) 国務院の組織機構の改革にあわせて、関連主管部門の名称等を修正した。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

9. 「商標権侵害判断基準」

国知発保字[2020]23号、2020年6月15日に公布され、2020年6月15日から施行されることになった。

規定のポイント：

- (1) 商標権侵害判断に関してより詳細に規定した。商標権侵害を判定する際の商標使用を認定する判断基準、同一・類似商品の判断基準、同一・類似商標の判断基準は混同で、この混同には、商品出処の混同と、関連関係性に関する混同等が含まれる。
- (2) 特殊な商標権侵害行為についてより詳細に規定した。ライセンシーの商標権侵害行

為、権限なく登録商標を変更する行為又は登録商標を組み合わせた権利侵害行為、ただ乗りを目的に色彩を指定しなかった登録商標に色彩を付して使用する権利侵害行為、企業名称における商号を際立たせて使用する商標権侵害行為、受託生産における商標権侵害行為、商標権侵害品を景品として提供する権利侵害行為、EC サイト等の経営者に関する商標権侵害行為、ドメイン名を使用して商標権を侵害する行為を明記した。

- (3) 商標権侵害に関する抗弁の規定をより詳しくした。「登録商標の専用権を侵害する商品であることを知らずに販売する行為」に該当しない五つの具体的な事例を列挙し、先使用権抗弁なども細かく規定した。
- (4) 商標行政取締まりのプロセスを明確にした。『商標法』における「五年内に二回以上商標権侵害行為を実施」に対する起算日を「行政処罰又は判決発行日の五年内に」と明らかにし、商標権侵害行為取締まりの中止事由を三つ挙げて、権利者による識別意見の証明力を明確にした。

原文(全文)：[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-07/07/content\\_5524771.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-07/07/content_5524771.htm)

## 10. 「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」

国家市場監督管理総局令第 17 号、2019 年 10 月 10 日に可決され、2019 年 12 月 1 日から施行されることになった。

規定のポイント：

- (1) 「商標法」第 4 条と連動し、悪意のある商標出願を明確に規制した。
- (2) 近年の司法実務に基づき、「商標法」に散見される出願人、商標代理機構による信義誠実原則を違反した出願行為について、集中的に規定した。
- (3) 「商標法」に規定された「使用を目的としない悪意登録出願」の実務上の運用を容易にするために、悪意登録出願を判断する要素を複数追加した。
- (4) 市場監督管理部門の職責に対する要求を増やし、「商標法」における処罰措置をより詳しく規定した。
- (5) 市場監督管理部門の職責において、出願人が法に従い商標出願し、商標代理機構が法に従い代理業務に従事することを積極的に導くという要求を増やした。
- (6) 知的財産権管理部門の職責において、公衆及び商標代理機構が法に従い商標出願す

ることを積極的に導き、公衆の生産経営活動における登録商標使用行為を規範化することを要求した。

原文(全文)：[http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content\\_5462511.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2019/content_5462511.htm)

### III. 著作権関連

#### 1. 「中華人民共和国著作権法」

法律、3回目の法改正は、2020年11月11日に可決され、2021年6月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 著作物の定義を、直接著作権法の中に規定し、「ある有形形式でのコピー」を「一定形式での表現」に修正した。
- (2) 著作物の種類における「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」を合わせて「視聴著作物」に修正した。
- (3) 著作物としての保護を受けない対象の「時事報道」を「単なる事実のニュース」に修正した。
- (4) 著作権を集中的に管理する組織が非営利法人であること、及び管理を規範化し、情報を公開することを明確にした。
- (5) コピー権に「デジタル化」の表現方法を追加した。
- (6) 公衆送信権の範囲を拡大し、インターネットライブ中継中に他人の著作権を侵害する事件に対応するために、情報ネットワーク送信権と公衆送信権を整理した。
- (7) 共同作品の著作権行使の方法を明確にした。
- (8) 新聞社、定期刊行物会社、通信社、ラジオ局、テレビ局、及びマスメディアの所属職員により創作された職務著作物が特殊な職務著作物に属する規定を追加した。
- (9) 発表されていない美術、撮影著作物の原本をその譲受者が展示する行為は作者の発表権の侵害に該当しないとの規定を追加した。
- (10) 学校の授業又は科学研究のために、発表されている著作物を放送したり、改編したり、総合的に編集したりする行為が合理的使用に該当する場合の法定事例を追加した。
- (11) 閲覧不自由者に感知できる方法で発表されている著作物を提供することが合理的

使用に該当する場合の法定事例を追加した。

- (12) 俳優の職務出演の権利帰属に関する規定を追加した。
- (13) 権利者による技術的措置を故意に避け、又は破壊することをしてはならず、これを目的に製造、輸入又は公衆に関連装置又は部品及び技術サービスを提供してはならないとする規定を追加した。
- (14) 権利者による技術的措置を避けることができる場合の例外事例を追加した。
- (15) 懲罰的賠償制度を追加し、法定賠償額を 500 万円に引き上げ、法定賠償額の最低を 500 元とすることを明確した。

原文(全文)：

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/848e73f58d4e4c5b82f69d25d46048c6.shtml>

## 2. 「最高裁による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 前書きの部分に「中華人民共和国民法典」の実施に合せ、関連法律名称を更新した。
- (2) 各高級裁判所が、その管轄地域の実際の状況に基づき基礎裁判所に著作権に関する一審民事紛争事件を管轄させることを確定する際に、その前提として「最高裁に承認を申請できる」との規定を追加した。
- (3) 第7条、第10条に、著作権者の主体における「他の組織」を「非法人組織」に修正した。
- (4) 第23条において、出版者が著作権者から出版するために投稿された作品を紛失し、又は毀損したことにより、出版契約を履行できない場合、著作権者が出版者に民事責任を追及する法的根拠を「著作権法第53条、民法通則第117条及び契約法第122条」から「民法典第186条、第238条、第1184条等」に修正した。
- (5) 著作権侵害の訴訟時効を3年に修正し、訴訟時効の起算日を著作権者が権利侵害及び侵害者を知り又は知り得る日とし、損害賠償額の算定を権利者が裁判所に提訴した日の前の3年に修正した。

- (6) 裁判所が保全措置を行う法的根拠を「最高裁による訴訟前に登録商標の専用権に対する侵害停止と証拠保全事件における法律適用問題に関する解釈」から民事訴訟法及び「最高裁による知的財産権紛争行為保全事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」に改正した。

原文(全文)：

<https://flk.npc.gov.cn/detail.html?NDAyODgxZTQ2MDAwZTI3OTAxNjAwMTViZTI2ODAyYzg%3D>

### 3. 「最高裁による情報ネットワーク伝達権侵害の民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 前書きの部分に「中華人民共和国民法典」に合わせ、関連法律の名称を更新した。
- (2) 「中華人民共和国民法典」第1195条の規定に従い、権利者がネットサービス提供者に発送する通知には権利侵害の初歩的証拠を含むべきと要求した。

原文(全文)：

<https://flk.npc.gov.cn/detail.html?NDAyODgxZTQ2MDAwZTI3OTAxNjAwMTZkY2FiODA0Nzc%3D>

## IV. 不正競争防止関連

### (1) 「中華人民共和国不正競争防止法」

法律、2回目の法改正は、2019年4月23日に可決され、2019年4月23日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 営業秘密に関する定義を設け、営業秘密による保護範囲を拡大し、営業秘密の定義における「技術情報と経営情報」を「技術情報、経営情報等のビジネス情報」に修正した。

- (2) 営業秘密侵害の要件をより明確にし、侵害行為の範囲を拡大した。電子手段で侵入して権利者の営業秘密を取得する行為、他人を教唆、誘導、幫助し守秘義務又は権利者の守秘要求を違反する行為、権利者の営業秘密を取得、公表、使用する行為を追加した。更に、「約定違反」を「守秘義務違反」に修正した。
- (3) 営業秘密侵害の主体の範囲を拡大し、経営者以外の他の自然人、法人及び非法人組織が前述した違反行為を実施した場合、営業秘密侵害とみなされるとした。
- (4) 営業秘密侵害の法的責任を強化し、保護力を上げた。営業秘密侵害事件に懲罰的賠償制度を適用する規定を新設し、経営者が悪意により営業秘密侵害行為を実施し、情状が深刻な場合、権利者の侵害による実際の損失又は侵害者が侵害により取得した利益の1倍以上5倍以下で損害賠償額を確定すると規定した。そして、法定賠償額を三百萬元から五百萬元に引き上げた。営業秘密侵害行為に対する行政処罰を強化した。違法所得を没収し、罰金の上限を五十萬元、三百萬元から百萬元、五百萬元に引き上げた。
- (5) 立証責任の転換に関する規定を追加し、権利者の立証責任を軽減させた。営業秘密構成要件に関する立証責任の転換の要件について、「営業秘密を侵害する民事審判プロセスで、営業秘密権利者は初歩的証拠を提供し、主張した営業秘密に対して守秘措置を講じたこと、且つ営業秘密が侵害されたことを合理的に証明する。被疑侵害者は権利者の主張した営業秘密が当該規定でいう営業秘密に属さないことを証明する。」と規定した。侵害行為について、「営業秘密権利者が提供した初歩的証拠により営業秘密が侵害されたことを合理的に証明し、且つ以下の証拠の一つを提供した場合、被疑侵害者は、営業秘密を侵害する行為が存在していないことを証明しなければならない。①被疑侵害者が営業秘密を取得するルート又は機会があり、且つ被疑侵害者が使用した情報は同営業秘密と実質的同一であることを証明する証拠 ②営業秘密が被疑侵害者により公表、使用又は公表、使用されるリスクにあることを証明する証拠 ③営業秘密が被疑侵害者に侵害されたことを証明する他の証拠」と規定した。

原文(全文)：

<https://flk.npc.gov.cn/detail.html?ZmY4MDgwODE2ZjEzNWY0NjAxNmYyMTY5ZGU5YjFhY2U%3D>

(6) 「最高裁による不正競争民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

民法典の実施に合わせ、前書きにおける法的根拠となる「中華人民共和國民法通則」を「中華人民共和國民法典」に修正した。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

(7) 「最高裁による独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 第3条に、独占行為をめぐる民事紛争事件の第一審管轄裁判所に「知的財産権裁判所」を加えた。
- (2) 第15条において、改正前、「契約内容が、業界協会の規定等が独占行為禁止法又は他の法律、行政法規における強制的な規定に違反した場合、裁判所は法に従いそれらが無効と認定すべきである」と規定していたが、今回の改正で「強制的な規定により当該民事的法律行為が無効とならない場合を除き」という例外となる場合の規定を追加した。
- (3) 第16条において、訴訟時効の起算日を「権利が侵害されたことを知った日」から「権利が侵害されたこと及び侵害者を知った日」に修正すると同時に、訴訟時効を三年と修正した。そして、権利が侵害された日から二十年を超えた場合、裁判所は保護を与えないと規定した。特別な事情がある場合、裁判所は、権利者の申請に基づきこの期間を延長することを決定できると規定した。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

(8) 「最高裁による営業秘密侵害の民事事件の審理における法律適用の若干の問題に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]7号、2020年8月24日に可決され、2020年9月12日から施行されることになった。

規定のポイント：

- (1) 営業秘密保護の対象と構成要件についてより詳しく規定し、関連情報が被疑侵害行為発生時に同分野の関連者に熟知されず、容易に取得できなければ、「公衆に熟知されていない」に該当すると強調し、「段階的な成果」がビジネス価値を有することを明確にした。「秘密保持措置」の要件を設け、被疑侵害行為が発生する前に秘密保持措置がすでに講じられてるものの必要性を強調した。
- (2) 営業秘密侵害の認定に関して、侵害行為の認定規定を細かくし、職員、元職員の範囲に法人、非法人組織と労働関係がある人、及び法人、非法人組織を経営、管理する人を含むことを明記した。リバースエンジニアリングは、「営業秘密を先に違法に取得した」抗弁理由にならないことを明確にした。
- (3) 営業秘密事件の侵害責任に関して、経営者以外の他の自然人、法人及び非法人組織も侵害責任を負わなければならないと説明した。「権利者が権利侵害者に営業秘密の記録媒体の返却又は廃棄、その支配する営業秘密情報の消去を命じる判決を請求した場合、裁判所は、通常、これを支持しなければならない。」との規定を新設した。更に、損害賠償を確定する要素を設け、立証妨害制度を導入した。
- (4) 営業秘密事件の証拠及びプロセスについて、営業秘密事件に行為保全を適用でき、保全、証拠交換、証拠調べ、鑑定委託、尋問、開廷審理などの訴訟手続きにおいて必要な秘密保持措置を講じなければならないと規定した。刑事訴訟過程で取得した証拠は、民事事件に使用でき、更に当事者が刑事判決を引用でき、刑事事件がまだ結審していない場合、当事者が審理の中止を請求でき、権利者が営業秘密の具体的な内容を明確にしなければならない時点は第一審の法定弁論の終結前であるなどを明らかにした。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254751.html>

## V. 総合、その他の関連法律

### 1. 「中華人民共和国刑法修正案（十一）」

法律、2020年12月26日に可決され、2021年3月1日から施行される。その中、一部の法改正は知的財産権に関連している。

#### 改正のポイント：

- (1) 登録商標偽造罪に対する処罰を強化し、刑法第213条に同一商標の使用範囲をもとの「同一商品」から「同一商品、役務」に拡大した。情状が深刻な場合に対する処罰における「拘留」を削除し、情状が極めて深刻な場合に対する処罰に関して「3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」との規定を「3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」に修正した。
- (2) 登録商標を盗用した商品を販売する罪に対する処罰基準を修正し、処罰力を引き上げた。刑法第214条に処罰基準を「販売額が比較的大きい又は巨大である」から「違法所得額が比較的大きい/巨大で又はその他重大な情状がある場合」に修正した。「3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」との規定を「3年以上10年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」に修正した。
- (3) 他人の登録商標の標識を偽造し、無断で製造又は販売する罪に対する処罰を強化した。刑法215条において、「拘留又は管制」との文言を削除し、「3年以上10年以下の有期懲役」との規定を「3年以上10年以下の有期懲役」に修正した。
- (4) 著作権侵害の範囲を拡大した。刑法第217条に以下の権利侵害態様を追加した。「著作権者の許諾を得ずに、その美術、視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア及び法律、行政法規に規定されるその他の著作物を情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。録音・録画製作者の許諾を得ずに、その製作した録音・録画を情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。実演家の許諾を得ずに、その実演が収録された録音・録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信した場合。著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物、録音・録画製品等のために講じた著作権又は著作隣接権保護の技術的措置を故意に回避又は破壊した場合。」
- (5) 権利侵害複製品を販売する行為に対する処罰力を引き上げた。刑法第218条における「3年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する」との規定を「5

年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する」に修正した。

- (6) 営業秘密侵害罪に対する処罰力を強化し、**営業秘密の定義を削除した**。刑法第 219 条における営業秘密侵害行為に対する処罰の規定の中の「又は拘留」を削除し、「3 年以上 7 年以下の有期懲役」の規定を「3 年以上 10 年以下の有期懲役」に修正した。そして、営業秘密を取得する不正手段に**賄賂、詐欺、電子的侵入**を加えた。
- (7) **第 219 条第一項として以下の内容を追加した**。「国外の機構、組織、人員のために営業秘密の盗取、偵察、買収、不法提供を行った場合には、5 年以下の有期懲役に処し、罰金を併科又は単科する。情状が重大な場合には、5 年以上の有期懲役に処し、罰金を併科する。」
- (8) 組織的に知的財産権を侵害する犯罪に対する処罰範囲を拡大した。即ち、前述した第 219 条第一項の規定を加えた。

原文(全文)：

<https://flk.npc.gov.cn/detail.html?ZmY4MDgwODE3NTJiN2Q0MzAxNzZhOGExNzdlOTM1OGI%3D>

2. 「最高裁による技術契約紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 序文において、「中華人民共和国契約法」が「中華人民共和国民法典」に修正された。
- (2) 技術秘密の定義が「技術秘密とは、公衆に知られていない、ビジネス価値があり、権利者による秘密保持措置が講じられた技術情報を指す」と修正された。
- (3) 第 2、3、4 条に記載の「契約法第 326 第 2 項」が「民法典第 847 条第 2 項」に修正された。
- (4) 第 5、7 条に記載「その他の組織」が「非法人団体の組織」に修正された。
- (5) 当事者の一方による詐欺行為に対して、他方の当事者による契約の取消可能条件が明確化され、契約変更の選択肢が削除された。第 9 条に「相手方の真実の意思に反して契約を締結させた状況」にあって、損害を受けた当事者が民法典第 148 条の規定

に基づき**契約の取消**を求める場合、裁判所はこれを支持しなければならない。」との規定を追加した。

- (6) 第 11 条において、技術契約が無効又は取消とされたことに起因する損失に関して、「技術許諾契約の許諾者」が裁判所にその損失の確認を求めることができるとの規定が追加された。
- (7) 第 13 条において、「無効となった契約の譲渡人に対して使用者が支払った実施料は、譲渡人が返還の責任を負うものとする」との規定が、「無効となった契約の譲渡人又は許諾者に対して使用者が支払った実施料は、譲渡人又は許諾者が返還の責任を負うものとする」と修正された。
- (8) 技術契約における対価、報酬、実施料の処理に関して、第 14 条に「技術ライセンス契約」が追加された。
- (9) 「技術譲渡契約」の定義が削除され、民法典第 862 条に定められた技術譲渡契約又は技術ライセンス契約に該当しないものだけを対象とした。例えば、研究開発を要する技術成果、或いは専利、専利出願又は技術秘密に係る知識、技術、経験及び情報に関して締結された契約。
- (10) 専利出願権譲渡契約の成立の時点で、先行して専利出願された未公開の同様の発明に基づき当該契約対象の専利出願が拒絶されていた場合、「当事者が契約法第 54 条第 1 項第 2 号の規定に基づいて契約の変更又は取消を請求する」との規定が「当事者が民法典第 563 条第 1 項第 (4) 号の規定に基づいて契約解除を請求する」との規定に修正された。
- (11) 第 25、26 及び 27 条に記載の「譲渡人」が「許諾者」に修正され、「被譲渡人」が「被許諾者」に修正された。
- (12) 第 29 条の第 1 項、「契約法第 347 条に規定する技術秘密譲渡契約において譲渡人が負う「秘密保持義務」は、その特許出願について制限を行うものではない。但し、当事者間で譲渡人が専利出願をできない旨約定した場合を除く」との条項が削除された。
- (13) 第 31 条の第 1 項、「当事者が技術コンサルティング契約の受託者が行う調査研究、分析論証、テストなどに必要な費用の負担について、約定がないか又は約定が不明確な場合、受託者が負担するものとする」との条項が削除された。

- (14) 第 34 条における「技術譲渡」が「技術譲渡又は技術ライセンス」に修正され、「技術譲渡契約」が「技術譲渡契約、技術ライセンス契約」に修正された。
- (15) 第 35 条第 1 項、「当事者間で技術サービス契約の受託者が提供するサービスに必要な費用の負担について、約定がないか又は約定が不明確な場合、受託者が負担するものとする」との条項が削除された。
- (16) 第 46 条第 1 項、「集積回路配置図設計、植物の新種の使用許諾及び譲渡等の契約に関する紛争について、関係する行政法規に別途規定がある場合、その規定を適用する。規定がない場合は、契約法総則の規定を適用し、且つ契約法第十八章及び本解釈の関係規定を参照して処理することができる。」との条項が削除された。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

### 3. 「最高裁による知的財産権民事訴訟証拠に関する若干の規定」

最高裁司法解釈[2020]12号、2020年11月9日に可決され、2020年11月18日から施行されることになった。

規定のポイント：

#### (1) 信義誠実の原則を強化し、証拠保全の妨害行為を制裁する。

第 1 条では、「知的財産権民事訴訟の当事者は、信義誠実の原則を遵守し、積極的、全面的、正確且つ誠実に証拠を提出しなければならない」と強調している。また、第 9 条第 2 項（虚偽証拠の提出）、第 13 条（証拠保全の妨害）、第 14 条（証拠の改ざん、破壊）、第 25 条第 2 項（証拠提出の拒否、虚偽証拠の提出など）においては、信義誠実の原則に違反して証拠保全を妨害する行為に対して、民事訴訟法第 111 条の規定に基づいて制裁を課さなければならないと強調している。

#### (2) 立証責任の転換、方法特許権者の立証責任の軽減

第 3 条には、専利方法で製造された製品が新たな製品ではない場合、原告が、（専利方法で製造される製品と被告製品が）同一の製品に該当すること、（被告が使用した製造方法が専利方法と）同一の方法に該当する可能性が高いこと、専利方法使用の証明に合理的な努力を尽くしたことの 3 つの面から立証を完了した後においては、専利方法と異なることを証明するための立証責任は被告側に転換されると規定されている。

(3) 他人名義で収集した侵害証拠と証拠取得行為のみに起因して収集した侵害証拠の効力

第7条には、違法な仕掛けによる証拠収集と異なり、他人名義で収集した侵害証拠が権利侵害を提訴する際の証拠とすることができると規定されている。

(4) 知的財産権司法鑑定の範囲の明確化

第19条には、専利、著作権、営業秘密、植物新種、集積回路配置図設計などに関わる案件に関して、専門的問題に対する司法鑑定の範囲が細かく規定されている。

(5) 書証提出命令制度の適用範囲の拡大

書証提出命令については、民事訴訟法司法解釈第112条及び証拠規則第45～48条に細かく規定されているが、本若干の規定では、これらを踏まえて、その適用が全ての証拠にまで広げられ、書証だけに限ることなく、適用範囲を拡大した。

(6) 知的財産権損害賠償の証拠範囲の明確化

第31条には、当事者が裁判所に提供した財務帳簿、会計証憑、販売契約、入荷・出荷伝票などは、当事者が主張している知的財産権侵害の賠償額を証明するための証拠として使用することができると規定されている。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-254891.html>

4. 「最高裁、最高検による知的財産権侵害刑事事件の処理における具体的な法律適用の若干の問題に関する解釈（三）」

最高裁、最高検司法解釈[2020]10号、2020年8月21日に最高検で可決され、2020年8月31日に最高裁で可決され、2020年9月14日から施行されることになった。

規定のポイント：

(1) 登録商標冒認罪における「同一商標」との判定

「2004年解釈」、「2011年意見」を踏まえて、「解釈（三）」において更なる調整と補足を行い、登録商標の冒認出願行為に対する取締を強化するとともに、「同一商標」認定基準の逸脱を回避することも強調しており、「類似商標」を刑法の規制範囲に取り込めるようになった。

(2) 著作権侵害罪の関連推定

解釈（三）第2条第1項では、著作権法第11条第4項などの関連内容を参照して、

「反対証拠がない限り、刑法第 217 条に規定の作品、録音製品に通常方式で署名した自然人、法人又は非法人の団体組織は著作権者又は録音製作者であり、且つ当該作品、録音製品には対応する権利が存在していると推定しなければならない」と規定している。

**(3) 営業秘密侵害罪における「その他の不正手段」との判定**

解釈（三）第 3 条第 1 項では、「無断複製、授權を得ず又は授權を超えてコンピュータ情報システムを使用して営業秘密を盗取する」行為を刑法第 219 条第 1 項第 1 号に定められた「盗竊」に該当すると明確に規定しており、取締の重点行為としている。また、解釈（三）第 3 条第 2 項では、反不正競争法第 9 条の内容を採用し、「賄賂、詐欺、電子侵入」が「その他の不正手段」に該当すると明確に規定された。

**(4) 営業秘密侵害罪における「営業秘密の権利者に重大な損失を与えた」との判定**

解釈（三）が各方面の意見を十分聴取した上で司法実務家の要求に応じて、①判定基準を「2004 年解釈」に定められた「50 万元以上」から「30 万元以上」へ調整した；②営業秘密侵害による違法所得、営業秘密侵害による権利者の破産・倒産なども考慮するように、重大な損失の判定範囲を広げた。

**(5) 営業秘密侵害罪における損失額と違法所得額に関する具体的な判定基準**

解釈（三）では、実務の状況に応じて更に明確化し、異なる行為毎に社会危害の程度を分けて、異なる判定基準を定めた。

**(6) 刑事訴訟手続における営業秘密の保護**

解釈（三）第 6 条には、刑事訴訟手続における秘密保持措置の実施手続及び秘密保持措置又は秘密保持義務に違反した場合の法律責任が明確に規定されている。

**(7) 侵害物品の没収及び破棄の適用**

解釈（三）第 7 条第 1 項には、侵害物品に対する没収及び破棄の適用範囲及び関連手続が明確に規定された。

**(8) 量刑（刑罰の加重軽減）の適用**

解釈（三）第 8 条、第 9 条には、量刑における加重軽減の適用状況が具体的に規定された。

**(9) 知的財産権侵害犯罪の罰金の適用**

解釈（三）第 10 条第 1 項には、「侵害模倣品の数」が罰金を科すための考慮要素と

して追加され、第2項には、違法所得額と不法売上高の額が確認できない場合において、「限定額の罰金制」が適用可能であることが追加規定されたが、基本的には、「違法所得額」、「不法売上高の額」に基づき、順次、罰金の金額を確定しなければならないと明確に規定されている。

#### (10) 適用の効力問題

解釈(三)第11条には、本解釈が発布・施行された後においては、それ以前に発布された司法解釈と規範性書類が本解釈と一致しない場合には、本解釈に準じると規定されている。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-254891.html>

### 5. 「ネットワーク知的財産権侵害紛争におけるいくつかの法律適用問題に関する最高裁の回答」

最高裁司法解釈[2020]9号、2020年8月24日に可決され、2020年9月14日かた施行されることになった。

規定のポイント：

- (1) 知的財産権権利者が、その権利が侵害されたと主張し、保全を申請する際に、ネットワークサービスプロバイダ、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、速やかにリンクの削除、遮蔽、遮断などの撤去措置を講じるよう要求している場合、裁判所は、法に従って審査を行い、裁定を下さなければならない。
- (2) ネットワークサービスプロバイダ、電子商取引プラットフォーム経営者は、知的財産権権利者から発送された通知を受け取った後、速やかに通知を転送するとともに、必要な措置を講じなければならない。法に基づく必要な措置を講じていなかった場合、ネットワークサービスプロバイダ、電子商取引プラットフォーム経営者は**連帯責任を負わなければならない**。
- (3) 侵害行為が存在していない場合、リンクの削除、遮蔽、切断などの撤去措置をタイムリーに解除しなければならない。
- (4) 悪意のある宣言の提出に起因して、電子商取引プラットフォーム経営者に必要な措置を解除させ、且つ知的財産権権利者に損害を与えた場合、権利者が関連の法律規定に基づいて対応する**懲罰的損害賠償**を請求した場合には、裁判所は法に従い、そ

れを支持しなければならない。

- (5) 知的財産権権利者の発送した通知の内容が客観的な事実と合致しない場合において、訴訟において当該通知が善意をもって提出したとの理由に基づき責任免除を主張し、且つ善意であることが提出した証拠により証明できる場合、裁判所は、法に従い、事実であることが確認できた場合には支持しなければならない。
- (6) 本回答が公布された時点で結審されない事件は、本回答を適用する。本回答が公布された時点において、既に結審され、当事者が再審を申立てるか、若しくは審判監督手続により再審が決定された事件には、本回答を適用しないものとする。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254921.html>

## 6. 「最高裁による知的財産権侵害行為への制裁強化に関する意見」

最高裁法発[2020]33号、2020年9月14日に発布されることになった。

規定のポイント：

### (1) 保全措置の適用を強化する

権利者が、知的財産権侵害訴訟において、権利侵害を差し止めるための先行判決と行為保全を同時に申し立てた場合、裁判所は、法に従い、同時に審査しなければならない。

### (2) 法により権利侵害停止の判決を下す

権利侵害の事実が明確であり、権利侵害が成立すると判定できる場合、裁判所は、先行して権利侵害停止の判決を下すことができる。

### (3) 法により損害賠償を強化する

他人の知的財産権を故意に侵害し、且つ、情状が深刻な場合、法により、権利者の懲罰的賠償請求を支持し、懲罰的損害賠償による権利侵害行為に対する抑止効果を十分に発揮させる。

### (4) 刑事取締を強化する

主として知的財産権侵害を業としている場合、特定の期間において緊急支援・災害救援、防疫物資等の商品の登録商標を模倣した場合、及び、行政処罰を受けたにもかかわらず再度知的財産権を侵害して犯罪に及ぶ場合、法に従い、厳重処罰を適用するため、原則として執行猶予を適用してはならない。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-255591.html>

## 7. 「最高裁による電子商取引プラットフォームに係る知的財産権民事事件の審理に関する指導意見」

最高裁法発[2020]32号、2020年9月10日に発布されることになった。

規定のポイント：

- (1) 裁判所は、電子商取引プラットフォームに係る知的財産権紛争事件を審理する際、商品販売ページに表記された「自営」情報、商品実物に表記された販売主体の情報、インボイス等の取引書類に表記された販売主体の情報などの考慮要素から、電子商取引プラットフォーム経営者の行為が自営業の展開に該当するか否かの判断が可能となるので、それに対応する法的責任について決定することができると明確に規定されている。
- (2) 知的財産権の権利者から発送する権利侵害の通知の具体的な内容は、主に以下のものを含むべきとする。①知的財産権の権利証明及び権利者の真実の身分証明情報；②正確に確定できる被疑侵害商品又はサービスの情報；③権利侵害に該当する初歩的な証拠；④通知の真実性を保証する書面など。
- (3) 知的財産権の権利者が通知を発送する時の「悪意」の有無を認定する際、以下の要素を考慮できる。偽造、変更された権利証明を提出したこと、虚偽の権利侵害鑑定報告、専門家意見を提出したこと、権利が不安定であることを知りながら通知を発送したこと、通知に誤りがあることを知りながら、即時に取り下げしない又は訂正しないこと、誤った通知を繰り返して提出したことなど。
- (4) プラットフォーム内経営者が提出した宣言の内容には、主に以下のものが含まれるべきとする。①プラットフォーム内経営者の真実の身分証明情報；②正確に確定できる、必要な措置の解除を要求する商品又はサービスの情報；③権利帰属証明、権利付与証明など侵害行為が存在しない初歩的な証拠；④宣言の真実性を保証する書面など。
- (5) プラットフォーム内経営者による宣言が悪意を有するか否かを認定する際の考慮要素は、以下の通り具体的に示されている。偽造又は無効の権利証明、権利付与証明を提供したこと、宣言には、虚偽の情報が含まれているか、若しくは明らかに誤解

を招く内容が含まれていること、通知には権利侵害と判定した判決又は行政処理決定が添付されたものの、判決又は行政処理決定に確定された「侵害である」ことを知りながら宣言を発送したこと、宣言に誤りがあったと知りながら、即時に取り下げしない又は訂正しないことなど。

- (6) 緊急な状況に応じて、知的財産権の権利者及びプラットフォーム内経営者は、いずれも裁判所に行為保全の措置を申請できる。
- (7) 電子商取引プラットフォームにおける侵害行為の存在を「知り得る」と認定される状況が明確に規定されており、①知的財産権保護規則の制定、プラットフォーム内経営者の経営資格の審査などの法定義務を履行しなかったこと；②プラットフォーム内店舗のタイプとして「旗艦店」、「ブランド店」などの文字が表記されている経営者の権利証明を審査しなかったこと；③「高倣（類似度高いニセモノ）」「偽物」などの文字を含む侵害商品へのリンク、苦情申立後に再開された侵害商品へのリンクに対して、有効的な技術手段を講じて、フィルタリング、遮断しなかったこと；④その他合理的審査と注意義務を履行しなかったことを挙げている。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254931.html>

## 8. 「最高裁による知的財産権の司法保護の全面的な強化に関する意見」

最高裁法発[2020]11号、2020年4月15日に発布されることになった。

規定のポイント：

- (1) 科学技術イノベーション成果の保護強化、商標権益の保護強化、著作権及び関連権利の保護強化、営業秘密の保護強化；電子商取引プラットフォーム上の権利侵害認定規則の充実化；知的成果の移転・運用の促進；法に基づく知的財産権犯罪行為の処罰；中国・外国主体の合法的権利の平等保護など各方面から、各種の事件の特徴に応じて、権利者の合法的権益を確実に守る。
- (2) 知的財産権に係る権利擁護コストの削減；.知的財産権に関する訴訟期間の短縮；権利侵害の賠償額の引き上げ；信義誠実に反する訴訟行為の阻止；.知的財産権に係る司法裁判の有効的な執行などの面から、司法保護の実際の効果を強化する。
- (3) 知的財産権の専門的な裁判体系の健全化；「三審合一」裁判体制の推進；技術的事実究明体制の持続的な整備；知的財産権事例指導業務の強化；4つのプラットフォ

ームの活用による裁判公開の徹底；知的財産権の国際交流・協力の強化などの面から、体制・仕組みの構築を強化し、司法保護の全体的効果を向上させる。

- (4) 多元的な紛争解決システムの健全化と充実化；知的財産保護に関する協力体制の最適化；情報伝達の連携・共有体制の構築などの面から、交流・協調業務を強化し、知的財産権保護の全体的な総合力を形成する。
- (5) 知的財産権裁判チームの構築強化；専門法院・法廷インフラの整備強化；知的財産権裁判の情報化推進などの面から、裁判インフラの整備を強化し、知的財産権の司法保護業務を力強く支持する。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-226491.html>

## 9. 「最高裁による植物新品種の紛争事件の審理における若干の問題に関する解釈」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

改正のポイント：

- (1) 受理案件の範囲が拡大され、「臨時保護期間中の実施使用料紛争」、「行政復議紛争事件」、「国家賠償請求紛争」、「行政奨励紛争」などの事件類別が増設された。
- (2) 案件の管轄については、植物新種出願拒絶査定不服審判に係る行政紛争事件、植物新種権無効審判に係る行政紛争事件、植物新種権名義変更に係る行政紛争事件、植物新種権強制許諾紛争事件、植物新種権強制許諾実施使用料紛争事件の一審が「北京知財裁判所」に管轄されるように修正され、その他の分類の紛争事件の一審については、「知財裁判所、各省、自治区、直轄市人民政府所在地及び最高裁に指定された中級裁判所に審理される」と調整され、植物新種紛争事件の上訴は最高裁により審理される。
- (3) 権利侵害行為の分類に「繁殖」が追加された。
- (4) 国務院組織機構の再編に伴って、関連主管部門の名称が修正された。第5条、第6条に記載の「行政主管機関植物新種復審委員会」が「植物新種審査承認機関」に修正された。
- (5) 第6条に記載の「侵犯」が「侵害」に修正された。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

## 10. 「最高裁による植物新種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用の問題に関する若干の規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

### 改正のポイント：

- (1) 名称、第1条、第3条、第8条などに記載の「侵犯」が「侵害」に修正された。
- (2) 権利侵害行為の分類に「繁殖」が追加された。
- (3) 損害賠償の金額が改正前の「50万元」から「300万元」に引き上げられた。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

## 11. 「最高裁による北京、上海、広州知財裁判所の事件管轄に関する規定」

最高裁司法解釈[2020]19号、最後の改正は、2020年12月23日に可決され、2021年1月1日から施行されることになった。

### 改正のポイント：

第7条の内容が「当事者が知財裁判所による一審判決、裁定に対して提起した上訴及び法により申請した上級裁判所の復審案件については、知財裁判所所在地の高級裁判所の知的財産権裁判廷によって審理が行われる。但し、法により最高裁に審理されるものはこの限りではない。」と修正された。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

## 12. 「最高裁による技術調査官の知的財産権事件訴訟活動参与に関する若干の規定」

最高裁司法解釈[2019]2号、2019年1月28日に可決され、2019年5月1日から施行されることになった。

### 改正のポイント：

- (1) 知財裁判所だけでなく、技術関連の知的財産権事件を審理する権限を有する裁判所においては、いずれも技術調査官を配置することができると明確された。
- (2) 技術調査官は「裁判補助員」に所属すると明確された（改正前「司法補助員」に所属）。

- (3) 忌避については、改正前の「裁判人員忌避」から「関係者忌避」に関する規定を参照すると修正され、審級においても明確に規定されている。
- (4) 技術調査意見書は外部に開示しないと明確された。
- (5) 「技術調査官の提出した技術調査意見書は、合議体が技術事実認定を行う時の参考になり得る。技術事実認定について、合議体は法に従い、その責任を負う」と明確された。
- (6) 技術調査官の署名方法は、裁判文書に署名するように修正された。技術調査官の署名は、裁判官補佐の下、書記官の上に位置する。
- (7) 技術事実の認定責任、事実と合わない技術調査意見書の故意提出への責任追及に関する規定が増設された。
- (8) 技術調査官の派遣が規定された。技術調査官が配置されていない裁判所に対して、案件審理に技術調査官の参画が必要とされる際に、「規定」第 14 条の規定により、上級裁判所から技術調査官を派遣するよう要請することができる。

原文(全文)：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-154952.html>

### 13. 「知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈」

2021 年 2 月 7 日最高人民法院審判委員会第 1831 回会議にて可決され、2021 年 3 月 3 日に施行された。

#### 改正ポイント：

- (1) 知的財産権侵害の「故意」に対する認定基準を明らかにした。具体的には、つぎに掲げることに該当する場合、裁判所は被告が「故意」を有すると認定することができる。
  - ①被告又はその支配株主、法定代理人等が裁判所による裁判で責任を負わされた後に、再度同じ又は類似の権利侵害行為或いは不正競争行為を実行した場合、
  - ②被告又はその支配株主、法定代理人等が権利者からの警告を何回経ても、或いは行政機関の処罰を受けたにも関わらず、依然として侵害行為或いは不正競争行為を継続した場合、
  - ③被告が登録商標の冒用行為を実施した場合、
  - ④原告の馳名商標の名声にただ乗りし、原告より先に馳名商標を登録した場合、
  - ⑤被告が同一又は酷似した商品で原告の馳名商標を使用した場合、
  - ⑥原告と被告の間に労働、労務、協力、ライセンス、販売、代理等の関係を有し、又は契約等の成立のために協議したことがあり、被告が他人の知

的財産権の存在を明らかに知っていた場合、⑦被告が権利侵害行為を隠匿し、又はその証拠を偽造、毀損する等の行為を行った場合、⑧被告が保全裁定の履行を拒否した場合、⑨その他故意と認定することができる事由。

(2) 情状が深刻であることの認定基準を明確にした。

(2-1) つぎに掲げることに該当する場合、裁判所は商標権侵害の情状が深刻であると認定することができる。

①権利侵害を業としている場合、②係争行為の継続期間が長かった場合、③係争行為が広範囲の地域に及んでいる場合、④権利侵害による利得が高額である場合、⑤係争行為が同時に食品、医薬品、医療、衛生、環境保護等の法律法規に違反し、人身の安全に危害を加え、環境資源を破壊し、又は公共の利益を著しく損なう恐れがある場合、⑥その他の情状が深刻であると認定することができる事由。

(2-2) つぎに掲げることに該当する場合、裁判所は商業秘密の侵害の情状が深刻であると認定することができる。

①権利侵害を業としている場合、②係争行為の継続期間が長かった場合、③係争行為により当該商業秘密が一般公衆に知られた場合、④権利侵害による利得が高額である場合、⑤被告が他人の商業秘密を何度も侵害した、或いは複数の商業秘密を侵害した場合、⑥係争行為が同時に食品、医薬品、医療、衛生、環境保護等法律法規に違反し、人身の安全に危害を加えた、環境資源を破壊、又は公共の利益を著しく損なう恐れがある場合、⑦その他の情状が深刻であると認定することができる事由。

(2-3) つぎに掲げることに該当する場合、裁判所は情状が深刻であると認定できる。

①権利侵害により行政処罰を受け、又は裁判所による裁判で責任を負わされた後に、再度同じ又は類似の権利侵害行為を行った場合、②知的財産権の侵害を業としている場合、③権利侵害の証拠を偽造し、毀損し、又は隠匿する等行為を行った場合、④保全裁定の履行を拒否した場合、⑤権利侵害による利得を得る、又は権利者の蒙った損害が大きい場合、⑥権利侵害行為が国家安全、公共利益又は人身の健康に危害を加えるおそれがある場合。

(3) 懲罰的賠償額の算定方法を明らかにした。本解釈では、原告の実際の損害額、被告の違法所得額、又は権利侵害によって得られた利益を算定の基数とし、かつ原告が権利侵害を制止するために支払った合理的な支出は当該基数に含まれないことを明確に

規定した。実際の損害額、違法所得額、権利侵害によって得られた利益のいずれによっても算定が困難である場合、裁判所は当該権利のライセンス料の倍数を参照して合理的に確定し、かつこれを懲罰的賠償額の算定の基数とする。

原文(全文)：<https://www.chinacourt.org/law/detail/2021/03/id/150240.shtml>